平成２４年（フ）第３４８号
札幌市南区藤野４条６丁目９番33号、開始決定時の住所札幌市西区西野10条８丁目５番15号
破産者　須賀原信広
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２５号
札幌市中央区北１条西19丁目１番地２　ファミール第２大通マンション506号
破産者　鈴木智枝子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
秋田県潟上市天王字上江川47番地695、住民票の住所秋田市八橋大畑２丁目７番14号ミスリム302
破産者　伊藤　　崇
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
茨城県日立市十王町伊師本郷1150番地の１
破産者　木村　広志
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７６号
茨城県日立市十王町伊師本郷1150番地の１
破産者　木村　郁子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１２７号
茨城県北茨城市大津町北町1094番地
破産者　上野のり子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１２９号
茨城県北茨城市磯原町大塚811番地
破産者　佐藤　　浩
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５１８号
埼玉県川口市大字赤山309番地　ベルドゥムール川口東502号室
破産者　村上　　広
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
富山県砺波市小杉142番地
破産者　福田　恒芳
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居1570番地17　ハイツタカノ106号
破産者　山田　雅光
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
長野県松本市大字岡田下岡田1433番地19
破産者　新井　朝男
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１９８号
長野県北安曇郡白馬村大字北城2948番地７
破産者　木下幸雄こと　李　　幸雄
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５号
長野県飯田市今宮町４丁目6220番地２
破産者　北林美知子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第５７号
岐阜県高山市上岡本町８丁目325番地
破産者　大門建築こと　大門　　温
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
岐阜県高山市西之一色町３丁目1253番地　クレアＡ202号
破産者　畑中　雪枝
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７０７号
静岡市葵区安倍口団地５番31―２号、開始決定時の住所静岡市清水区押切851番地の４
破産者　平野　久嘉
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９号
静岡県島田市横井３丁目２番23号　プランドールアセットＥ棟202号室、開始決定時の住所表示静岡県島田市横井３丁目２―23プランドールアセットＥ202号室
破産者　山田　貴弘
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１６号
静岡県牧之原市女神46番地２
破産者　有村　　純
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４１号
静岡県牧之原市片浜2947番地２
破産者　森田久美子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部